

佐世保市業務継続計画・受援計画

令和7年3月

佐世保市

目 次

総論

1 佐世保市業務継続計画・受援計画策定の目的	1
2 本計画の基本方針	
2-1 業務継続能力の向上	1
2-2 非常時優先業務の整理	1
2-3 受援体制の確立	1
3 本計画の位置付け	2

第1章 業務継続計画

1 計画の基本的な考え方	
1-1 計画の策定趣旨	3
1-2 計画の効果	3
1-3 計画の目標及び対応方針	4
1-4 計画の対象	4
1-5 計画の発動及び解除	4
1-6 非常時優先業務の範囲	5
2 想定する危機事象及び被害想定	
2-1 想定する危機事象	5
2-2 長崎県地震等防災アセスメント調査（平成18年3月）による地震動の想定	5
2-3 被害想定	6
3 非常時優先業務の選定	
3-1 選定基準	7
3-2 非常時優先業務の一覧	9
4 非常時優先業務実施のための執行体制	
4-1 災害対策本部の設置	9
4-2 参集職員数の想定	9
4-3 職員の居住状況（令和3年度調査）	10
4-4 職員の参集可能人数の予測	10
4-5 発災時の対応	11
5 非常時優先業務実施のための執務環境	
5-1 庁舎	13
5-2 電力	14
5-3 通信	15

5-4	情報システム	16
5-5	エレベータ・空調	17
5-6	上下水道	18
5-7	執務室	19

6 業務継続体制の向上

6-1	マニュアル等の整備	19
6-2	教育・訓練の実施	20
6-3	計画の点検	20

第2章 受援計画

1 計画の目的と位置付け

1-1	計画策定の目的	21
1-2	計画の効果	21
1-3	計画の対象	21
1-4	計画の対象とする支援の範囲	22
1-5	計画の発動・解除	25

2 受援体制の整備

2-1	本市の受援体制	26
2-2	人的支援の受入れ	28
2-3	物的支援（物資供給）の受入れ	29
2-4	災害ボランティアの受入れ	31

3 受援対象業務

3-1	受援対象業務の選定の考え方	32
3-2	受援対象業務の選定結果	32
3-3	受援対象業務の一覧	32

4 受援力向上に向けた取組

4-1	受援計画の修正・推進	32
-----	------------	----

第3章 資料編

1	非常時優先業務一覧表	35
	第1表 応急対策業務一覧	37
	第2表 優先通常業務一覧	67
2	受援対象業務一覧表	131
3	応援協定一覧表	155
4	各種様式集	163

総論

1 佐世保市業務継続計画・受援計画策定の目的

平成7年の阪神淡路大震災、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震では、最大震度7程度を観測し、壊滅的な被害をもたらされた。そのため、多くの尊い人命が失われ、ライフラインも広範囲かつ長期間に亘って停止するとともに、燃料供給が途絶するなど、市民生活や経済活動に重大な支障が生じ、また、その被災は行政も例外ではなく、庁舎の被害や職員の被災などによって行政機能が大きく低下した。

本市では昭和42年7月豪雨以降、大規模災害の経験はないものの、他市の事例などを踏まえ、大規模災害の発生により市の機能が低下する中であっても、市民の生命・身体及び財産を保護し、市民生活への影響を最小限にすることが求められる。そのために、最低限の行政サービスを維持しながら迅速に災害応急対策業務を開始するとともに、災害時の応援を可及的速やかに利活用を図る方針を定めることで、応援団体の協力を得ながら総力を結集し、早期に市の機能を復旧させることを目的として、「佐世保市業務継続計画・受援計画（以下、「本計画」とする。）」を策定する。

2 本計画の基本方針

2-1 業務継続能力の向上

近年、他市で発生した東日本大震災や熊本地震などが本市でも起こりえることを念頭に、大規模災害発生時において必要となる人的・物的資源（ヒト・モノ・情報及びライフライン等）について平時から整備・備蓄を行い、ハード・ソフトの両面から災害に対する適切な体制の確保を行うとともに、災害時の業務継続の一助となる応援団体からの協力を効率的に利活用することで、発災後も行政機能の保全を行う。

2-2 非常時優先業務の整理

災害時は、市民の安全確保を最優先することを主眼に、発災後の時系列ごとに実施すべき業務の優先度を整理し、優先度の高い業務から着手する。

また災害時は、時間的制約がある中、限られた職員で様々な災害応急対策業務を実施する必要がある一方、市民の生命を維持するためのライフラインとなる業務など、災害時においても休止することができない業務を継続しつつ、通常の業務体制への復旧も並行して行う必要がある。

このことから、災害時において実施すべき業務の選定を行うことにより、発災時に適時、的確に業務を実施する。

2-3 受援体制の確立

大規模災害時には、非常時優先業務が膨大化し、その業務を行うことができる人的・物的資源が減少し、本市職員だけでは対応できなくなる。また、他市などから人的・物的資源が次々と投入されるものの、受入れ対応できない状況も十分見込まれるところである。一刻も早く行政機能を正常化させるためにも、応援職員を如何に利活用するかを事前に定めておくことが肝要であることから、受援業務や受入窓口を整理し、受援体制の確立を図る。

3 本計画の位置付け

本計画は、上記基本方針に基づき、各対策部における業務継続能力の向上と非常時優先業務の整理、受援体制の確立を図ることとし、佐世保市地域防災計画の下位計画として位置付けるものとする。

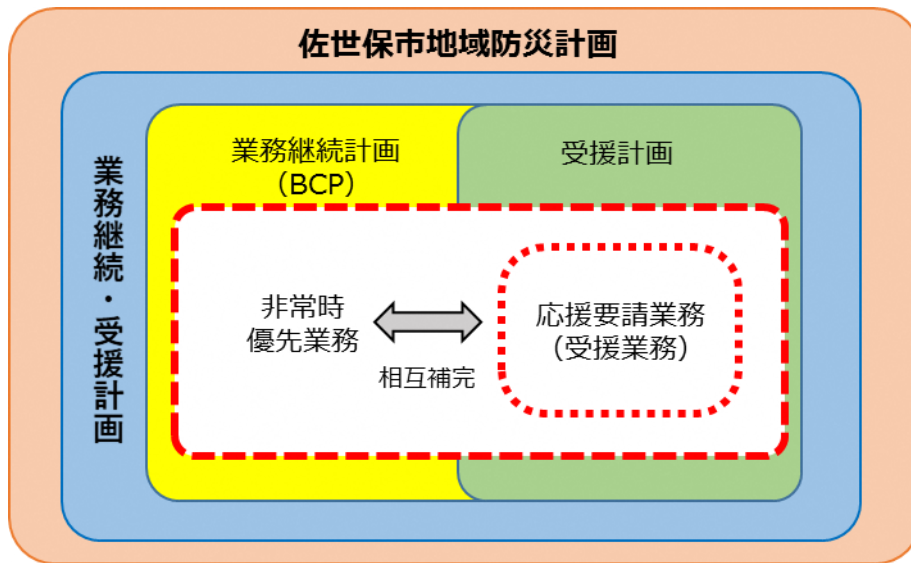


図1 佐世保市地域防災計画と佐世保市業務継続計画・受援計画の関連性について